



競技種目；サーキットトライアル
JAF公認；地方競技

2004 JRSCCチャンピオンシップ ラップタイムアタック 参考 参加車両規定

参加車両規定の詳細は2004年JAF国内競技車両規則第2編及び第4編を参照して下さい。以下の車両規定で疑義が生じた時はJAF国内競技車両規則に従う。

開催日	第1戦	3月14日(日)
	第2戦	4月4日(日)
	第3戦	4月18日(日)
	第4戦	6月13日(日)
	第5戦	9月5日(日)
	第6戦	10月3日(日)

開催場所 筑波サーキットコース2000

第2戦はツインリンクもてぎフルコース
オーガナイザー ジュピターレーシング&スポーツカークラブ
(JRSCC)

ラップタイムアタック参加車両規定

S A車両のための許される改造(抜粋)

以下の抜粋規定の詳細は2004年JAF国内競技車両規定による。
後述のN車両に許される改造に以下が追加される。
過給装置付エンジンの係数は1.7倍。得た数が当該車両の気筒容積。
取付、変更、加工等により当該部品が車体から出たはならない。

1. エンジン

- 1) エンジン：補修は当該自動車製造者が用意した補修用ピストンを使い、JAF国内競技車両規則第1編第3章第1条1.9)のクラス区分を越えないこと。
- 2) エンジンマウント・ミッションマウント：ブラケットの形状、取付位置、取付軸を変更しなければ、加工・変更出来る。
- 3) フライホイール：元のフライホイールを修正・加工出来る。他のものに変更交換出来る。
- 4) オイルポンプ：オイルポンプの容量を変更できる。
- 5) 点火系統：ハイテンションコード・プラグの変更可。
- 6) バッテリー：他のものへの変更可。車室を除き位置の変更が出来る。アース配線の追加、変更自由。+端子は短絡を避けるため絶縁する。
- 7) オルタネーター：ベルト、プーリーを含み変更可。当初の機能を有すること。
- 8) セルモーター：変更可。

2. 吸・排気系

- 1) エアークリーナー：当初の機構を保持することを条件に、ケース、エレメント、配管及び取り付け具の変更可。ブローパイガス装置変更禁止。
- 2) マフラー及び排気管：材質、形状(管の太さを含み)、排気管経路の変更可。触媒を取り外してはならない。排気管出口の当初の位置を変更できない。左向き右向きに開口していないこと。触媒、排ガス循環装置、O₂センサー、二次空気導入装置の取外・改造禁止。遮熱板等熱害装置は当初の熱害性能を有すること。無接点式点火装置の車両は取り外し可。
- 3) 排出ガス：基準値を超えないこと。

3. 冷却系統

- 1) ラジエーター：変更可、装着取付位置の変更が出来る(取付位置の移動は当初取付コンパートメント内)。
- 2) ラジエーターファン：スイッチ、配線を含み変更装着が出来る。
- 3) 配管：取付具、リザーバタンク、パイプ、ホースを含み変更可。
- 4) オイルクーラー：オイルクーラー、導風板ダクト、配管を変更、装着が出来る。
- 5) インタークーラー：本体、導風板、ダクト、配管、取付具の変更及び取付が出来る。補機類、アクチュエーター、ソレノイド、ブローオフバルブは当初のもの。加工禁止。
- 6) サーモスタット：変更、取り外し可。

4. シャシー

- 1) 最低地上高：9cm、アンダーカバー付車両の当該部位は5cmとする。
- 2) 全長・全幅：変更しないこと。
- 3) ラバーマウント及びブッシュ：材質、形状の変更可。マフラーマウントを除き取付軸の変更不可。

5. 駆動装置

- 1) クラッチ：ディスク、カバー、スプリング、レリーズシリンダー変更可。機械式クラッチ☐☐電磁式クラッチの方式は変更不可。
- 2) トランスミッション：元のケースを使用。段数、ファイナルを含み変速比の変更可。当初の機能、機構を変更しないこと。
- 3) 変速レバー・シフトノブ：シフトパターンを表示すれば変更可。
- 4) デファレンシャル：デフの数の変更不可。元のケースを使用し、ボルトオンのLSD取付可。ドライブシャフトは同一型式のもの使用可。
- 5) 最終減速比ギア比の変更はボルトオンを条件に許される。

6. 制動装置

- 1) パッド・ライニングの材質、マスター・ホイールシリンダー、倍力装置、ブレーキカム、ブレーキドラム、ディスクブレーキキャリア、ローター変更可。配管、補強装置の変更可。マスターシリンダーストッパー取付可。

ドラムブレーキをディスクに、ディスクをドラムに変更不可。ベタル等位置変更不可。バックプレートの取り外し可。

- 2) プロポーションバルブ装着可。前後制動配分アジャスター装置は装着不可。
7. サスペンション：材料追加によるサスペンション及びその取付部の補強は可。取付部が中空体を作らないこと。複合素材(カーボンコンポジット)は使用禁止
- 1) スプリング：数は連続して取り付けの場合自由。長さ、巻数、ワイヤーの直径、外径、種類、シートの形状、自由。ただし、スプリングの形状は調整できる構造部分がスプリングシートの一部で当初のサスペンション部分または車体部から分離している場合、スプリングシートは調整できる物でも良い。バネに損傷があり、左右のバネに著しい不同がないこと。溶接、肉盛、加熱加工禁止。バネの端部に遊びがないこと。切断等によりバネの一部や全部を除去しないこと。バネの機能を損なう締め付け具を有さないこと。バネの取付方法は機能を損なうおそれがないこと。
 - 2) ショックアブソーバー：数、形式、作動原理は変更できない。遠隔操作による減衰力調整機構への変更禁止。材質を含み自由。車高調整式への変更可。別タンク式への変更可。
 - 3) スタビライザー：ボルトオンであれば変更、取付可。車室からの調整不可。同一車両型式に装着されていない型式がある場合のみ取り外し可
 - 4) アーム(ロアアーム、テンションロッド等)を加工せずに接手部をピロに変更可。
8. タイヤ及びホイール：同一車両型式の量産車カタログのタイヤサイズで、最大幅10mm、ホイール径は最大1インチまで可。サイズダウンは規制なく可。JATMAイヤブック記載及び同等のもの。証明する資料を携行すること。タイヤ最大負荷能力は同一車両型式に定められた最大負荷能力以上。タイヤの静的負荷半径は同一車両型式に定められたその許容差の範囲。使用タイヤは公道走行用一般市販タイヤ。タイヤ、ホイールは如何なる場合も他の部分と接触しないこと。コンプリートホイールのハブセンターより上方はフェンダーから出ないこと。タイヤの溝は常に1.6mm以上であること。タイヤは加工禁止。タイヤのウォームアップ、クールダウン、薬剤の塗布等禁止。ホイールはスチール製またはJWLマークのある軽合金製のもの。部分的、全体的を問わず複合素材ホイールの使用禁止。ホイールスペーサーの使用禁止。(間隔保持部材の溶接、取付禁止)ホイールサイズ変更に伴うトレッドの変更は許される。走行中はホイールキャップを取り外すこと。
9. 車体外部：安全の確保及び公害防止上故障がないアクセサリ等の自動車部品の取付、取外、変更は可。
- 1) ナンバープレート 移設可、車両前部の見やすい位置に確実に取付ること。
 - 2) 空力装置：フロント、リヤ、サイド、リヤスカート等の取付、交換が出来る。最低地上高に抵触しないこと。鋭い突起がないこと。振動、衝突等でゆるまないこと。エアースポイラー構造基準を満足すること。スポイラーの取外も可。取外す場合は内部構造が剥き出しにならないこと。
 - 3) ボンネット及びトランク：窓ガラス付きを除き、材質変更可。堅牢で運行に十分耐えるもの。ヒンジ、継ぎ手、キャッチは、当該車両の元の部品を使うこと。当初の外観形状及び全体の強度を保持していること。空気の取入れ、取り出し用エアスクープの一体成形はフロント部のみ許される。ボンネットの加工は以下の範囲で可。直径250mmの円を超えて穴を開ける場合は開口部を補強すること。ボンネット内側の遮熱板、インナーパッドの加工、装着、取外は出来る。フードスクープ、ルーバー等を装着可。ただし、以下に留意すること。運転に必要な視野を有すること。先端が尖っていないこと。鋭い部分がないこと。フロント・リヤボンネット、トランクリッドを変更した場合は少なくとも2

個のファスナーを離れた位置に付ける。

4)バンパー：フロント・リヤースポイラー一体式のものを含み新規取付、交換及び加工が出来る。（角に丸みを持つこと）

5)ミラー：変更できる。

車両から外側に2 5 0 mm以上、高さ3 0 0 mm以上突き出さないこと。

取付点が1.8m以下の場合は衝撃緩衝構造(可倒式、回転式)であること。

ミラー面積は100cm²以上であること。

6)アッパータワーバー：変更、加工可。前部取付点（ボルト取付）は左右サスペンションタワー2点、車体2点。後部は左右サスペンションタワー2点のみ。

7)ロアータワーバー：変更、加工可。新規取付はロアアーム取付部を使用、ボルトオンで取付。同一車両型式に装着されていない型式がある場合、取り外し可。

8)車体補強：車体、サイドシル、各メンバーの空洞部を補強することが出来る。

9)アンダーガード：エンジン、ミッション、デフ、ブレーキ、燃料タンク及び配管、配線のガードを取り付けられる。

10 . 車体内部：安全確保及び公害防止上支障がないアクセサリー等の自車車部品の取付、取外し、変更は可。

1)車室内の内装：運転席に乗車し、車室内の見える範囲の全ての部品は削除できない。ただし以下を除く。

フロアマット類及びアンダーコート

ネジ等のカバー類

元の座席位置に隔壁を設置することにより運転席と空気の流入が遮断された車室内の内装。

ロールバーのピラー等シャシーへの直付け、ステー装着、タワーバー装着に伴う最小限の内装切除。

2)ステアリングホイール：円形、外径3 5 0 mm以上のもの

スポーク部とポスト部は堅牢な構造で、衝撃を受けた場合でも脱落しないこと。

計器盤の視認性を阻害しないこと。

光の反射による運転の妨げにになる部分がないこと。

かじ取り装置の衝撃吸収装置に影響を与えるものでないこと。

3)ペダルカバー及びヒールプレート：装着可。

4)計測器：変更、追加は出来る。乗員保護を十分配慮した取材位置であること。

速度計の誤差は規定値(3 5 km/h以上の時+ 1 5 %、- 1 0 %以下)以内。

装着義務のある警報装置等取り外さないこと。

ダッシュボードに取付る場合は乗員保護に配慮した位置／取付方法であること。

5)座席：座席を変更する場合は以下の規定を満たすこと。

取付面の大きさ 4 0 cm x 4 0 cm以上を確保すること。

座面の前から2 0 cmの所で背もたれに平行な天井まで8 0 cm以上確保すること。座席及び座席取付装置は衝突時等乗員から受ける衝撃力、慣性力等の荷重に耐えるものであること。

シートバックに後乗乗員の衝撃を吸収する構造であること。

ヘッドレストを備えていること。

2名乗車車両のシートは直付けが許される。

11 . ロールバー：材質はスチールで4点式以上のロールバーを取り付ける。

座席面前端より2 0 cmの点で背もたれに平行に天井まで8 0 cm以上を保つこと。

乗員の頭部保護のため頭部が接触する場所には緩衝剤で覆われていること。

乗員が接触する恐れのある場合は半径3.2mm未満の角部のないものであること。

前方視界及びバックミラーによる視界を妨げないこと。

乗降を妨げないもの。後部席の車室寸法が確保できない場合、乗降口の確保が出来ない場合は乗車定員変更の手続き（陸運支局）をすること。

直径3 5 mm x 肉厚2 mm以上のスチールパイプを使用する。

寸法測定のためメンバーの曲げ部分をまたは溶接部分から1 0 cm以上離れた個所に直径4 mm穴を空け、その位置を黄ペンキで明示する。

12 . 安全ベルト：4点式以上ワンタッチ式フルハーネスの安全ベルトを追加装備する場合下記条件に従うこと。安全ベルト「Y」タイプ4点式と見なす。

既設の3点式ベルトを変更することなく、既設の安全ベルト取付装置に着脱できる構造の4点式安全ベルト等を追加装備すること。

4点式安全ベルトは競技走行中のみ使用できる。

上記 の取付、 の使用方法の場合は構造変更対象とならないが後部乗員乗車確保が出来ない時、陸運支局で乗車定員変更手続きを行うこと。

13 . 隔壁：乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合は難燃性の隔壁板を溶接、リベット及びビスで取り付けること。隔壁板は後方視界に支障が出ないこと、ロールバーやタワーバーに直結されていないこと。

14 . 技術委員長の指示：

改造及び付加物の取付等が安全でないと技術委員長が判断した場合その指示に従わなければならない。

N車両のための許される改造

以下の抜粋規定の詳細は2 0 0 4年J A F国内競技車両規定による。

詳細は2 0 0 4年J A F国内競技車両規定による。

過給装置付エンジンの係数は 1.7倍。得た数が当該車両の気筒容積。

オープン車体構造及びコンパティブル車体構造の車両は4点式以上のロールバーを装着しなければならない。サンルーフを除く。

1 . エンジン及び補機：エンジンルーム内の機械部品を隠すためのプラスチック製エンジンシールドは取り外しても良い。

1)点火装置：スパークプラグ、ハイテンションコードは自由。

2)吸気装置：フィルターカートリッジは当初のものと同一方式であれば変更可。

3)クラッチ：ディスク、カバーは数、直径を除き変更可。カーボン禁止。

4)エンジンマウント：エンジンマウント及びギアボックスのラバー部材は同一材質で形状、硬度は変更可。

5)アクセルケーブル：交換、変更可。

6)バッテリー：形状、容量、端子は自由。アースポイントの追加、配線の追加・削除、バッテリー電圧、搭載位置の変更は禁止。

7)オルタネーター：発電容量の大きいものへの変更可。

2 . 冷却装置

1)サーモスタット、冷却ファンの作動開始温度制御方式を含み自由。

2)ラジエターキャップの変更可。

3 . シャシー

1)最低地上高：9 cm（アンダーガードを含む）車両の一つの側の全タイヤの空気が抜けても車体の如何なる部分も地表に接してはならない。

2)最低重量：当該車両製造者のカタログとうに記載された主要緒言一覧の車両重量。バラストの搭載は出来ない。

3)ラバーマウント及びブッシュ：材質変更がないことを条件に硬度の変更可。マフラーマウントを除き取付軸は変更不可。

4 . 駆動装置

1)シフトノブ：変更可。シフトパターンを表示すること。

2)デファレンシャル：数の変更不可。元のケースを使用しボルトオンのL S D取付可。ドライブシャフトは同一型式のものの使用可。

3)最終減速比：ボルトオンを条件にファイナルギア変更可。

5 . 制動装置：

1)ブレーキパッド、ライニングの材質変更可。

2)Pバルブの装着可。前後制動配分アジャスタ装置装着禁止。

3)ブレーキキャリア内ピストンノックバック防止スプリング追加可。

6 . サスペンション：

1)スプリング：S A両規定と同じ。

2)ショックアブソーバー：S A両規定と同じ。

3)スタビライザー：ボルトオンであれば取付可。車室からの調整不可。新規取付、取外し禁止。

7 . タイヤ及びホイール：S A車両規定と同じ。

8 . 車体：安全の確保及び公害防止上故障がないアクセサリー等の自動車部品の取付、取外、変更は可。

1)車体外部

ヘッドライトカバー：ガラス面保護用は取付可。但し空力効果がないこと。

2)空力装置：以下に留意の上フロント、リヤースポイラーの装着、変更が出来る。バンパー、トランク及びリアーゲートとの一体型禁止。サイドスカート（サイドステップ部）の装着変更可。

堅牢、運行に十分耐えられるもの。

装着部の車幅を越えないこと。

新たに装着、交換する前のオーバーハングを越えないこと。

鋭い突起がないこと。

振動、衝撃により緩みを生じないこと。

内部構造が剥き出しにならないことを条件に空気流調整部品を取外し可。

3)アンダーガード：空力効果のないものは取り付けられる。

4)車体内部：コクピットには工具、スベアタイヤ、安全装置、通信装置の取付可

5)換気装置：オリジナル換気装置を保持すること。

6)内装：S A車両規定と同じ。2ボックス車の着脱式リヤースェルフは取外可。

7)ステアリングホイール：S A車両規定と同じ。

8)ペダルカバー・ヒールプレート：S A車両規定と同じ。

9)補助メーター：水温、油温、油圧、過給圧等補助メーターの追加可。

10)座席：S A車両規定と同じ。

11)安全ベルト：S A車両規定と同じ。

12)隔壁：ロールバー装着による乗車定員変更に伴い後部座席を除去した場合は難燃性の隔壁板を溶接、リベット及びビスで取り付けること。隔壁板は後方視界に支障がないこと。ロールバー、タワーバーと連結不可

13)車体補強：車体、サイドシル、各メンバーの空洞部を補強することが出来る。

14)タワーバー：アッパーマウントのボルトのみを使用して取付可。

15)技術委員長の指示：改造及び付加物の取付等が安全でないと技術委員長が判断した場合、その指示に従わなければならない。

B車両のための許される改造

1)タイヤとホイールは保安基準に適合している（J A T M A イヤーブック記載及び同等のもの）。許される改造の範囲はS A車両規定とする。

2)本競技会シリーズではシリーズ途中であっても規則を見直し、変更する場合があります。

平成16年 1月 吉日

J R S C C ラップタイムアタック組織委員会 ラップタイムアタック技術委員会